

○東京都台東区国民健康保険運営協議会規則

昭和34年12月3日

規則第8号

東京都台東区国民健康保険条例第3条に基づき制定

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区国民健康保険条例（昭和34年11月台東区条例第16号。以下「条例」という。）第3条に基き、東京都台東区国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 療養の給付の充実及び改善に関すること。
- (2) 保険料に関すること。
- (3) 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 委員は、区長が委嘱する。

- 2 委員を辞職しようとするときは、理由を具して、区長に申し出なければならない。

(会長)

第4条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から協議会の招集の請求があつたときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

(協議会の議事)

第6条 協議会の議長は、会長があたる。

- 2 会議は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ条例第2条第1号から第3号に規定する委員2人以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による議事)

第7条 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議を開くことができない場合において

は、事案の概要を記載した書面の送付その他会長が指定する方法により、委員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもつて協議会の議決に代えることができる。

(除斥)

第8条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫または兄弟姉妹に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議録の調製保存)

第9条 議長は、会議録を調製し、これを保存しなければならない。

2 前項の会議録は、議長及び2人以上の委員が署名するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年11月12日から適用する。

付 則 (昭和61年3月31日規則第17号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年2月15日規則第4号)

この規則は、令和3年2月16日から施行する。